

横浜市建築基準法施行細則の一部改正 に関する意見公募について

横浜市では、横浜市建築基準法施行細則（以下、「細則」という。）の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関するご意見を募集いたします。

改正の概要

(1) 建築計画概要書等の閲覧に関する改正

建築計画概要書等の閲覧について、インターネットを利用した方法を可能とすることに伴い、細則第4条の4（書類の閲覧）の条文のうち、閲覧の場所や時間等の項目を、窓口で閲覧する場合とインターネットを利用して閲覧する場合の両方について規定できるよう改正します。

(2) 「取下届」及び「取止届」に関する改正

申請を取り下げる際に使用する「取下届」（第13号様式）及び建築工事等を取りやめる際に使用する「取止届」（第13号様式の2）について、建築確認の際に限らず、法や条例等に基づく許可、認定等の申請後又は通知書等の交付後においても、各様式を使用できるよう、当該様式及び細則第16条（取下届及び取止届）の条文を改正します。

(3) 「道路の位置の指定承諾書」に関する改正

法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする際に、添付を求めている「道路の位置の指定承諾書」（第9号様式）について、承諾の内容を適切に記入できるよう当該様式を改正します。

施行予定日

令和4年秋（予定）

意見公募要領

■意見公募期間

令和4年5月20日(金)から6月20日(月)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

■その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。